

いじめ防止等のための基本方針

令和4年度

広島市立東浄小学校

は じ め に

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

それゆえ、いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、家庭、地域や関係機関と学校が積極的に連携し、「共に」いじめ防止に取り組むことが必要です。

広島市立東浄小学校（以下、「本校」という）の児童がいじめでつらい思いをすることがないよう、学校、家庭、地域、大人一人一人が、「いじめは絶対に許さない。」との意識を堅持し、それぞれの役割と責任を果たすとともに、児童自身も、安心で豊かな社会や集団を築いていく役割を担っていることを自覚し、共にいじめを生まない「一人一人の児童にとって存在感を実感でき、安心して過ごすことのできる支持的風土」を醸成していく必要があります。

そこで、本校では、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、「広島市いじめ防止等のための基本方針」が策定されたのを受け、教職員はもとより、児童、保護者、地域が一体となったいじめの防止等に向けての取組を進めていくことが重要であると考え、ここに「広島市立東浄小学校いじめ防止等のための基本方針」（以下、「基本方針」という。）を令和元年12月に改定し、本校におけるいじめ防止等の対策を総合的かつ継続的に推進することとしました。

目 次

第1	いじめの定義と特性.....	1
1	いじめの定義.....	1
2	いじめの特性.....	1
第2	いじめの防止等のために学校が実施する施策.....	2
1	いじめの防止等に向けた基本的考え方.....	2
2	いじめ防止等のための基本方針の策定.....	2
3	いじめの防止等のための体制の構築.....	3
(1)	「学校いじめ防止委員会」の設置.....	3
(2)	教育相談体制等の強化.....	3
4	いじめの防止等に向けて学校が実施する取組.....	4
(1)	いじめの未然防止.....	4
(2)	いじめの早期発見.....	5
(3)	認知したいじめへの適切な対応.....	5
(4)	情報引継ぎの強化.....	6
(5)	教職員の資質能力の向上.....	6
(6)	関係機関との連携.....	7
第3	重大事態への対処.....	8
1	重大事態の定義.....	8
2	重大事態への取組.....	8
第4	「広島市立東浄小学校いじめ防止等のための基本方針」の公表及び改定.....	9

第1 いじめの定義と特性

1 いじめの定義

「いじめ」をいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

特に、児童が「心身の苦痛を感じている」か否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童（被害側）の立場に立つことが必要である。

「好意」や「無意識」による行為でも心身の苦痛を与えれば法律上の「いじめ」となる。

これは、「いじめ」の定義を社会通念より大幅に広く定め、対応を徹底させることにより、「いじめ見逃しゼロ」を実現しようとするものである。いじめの防止等に向けた取組に当たっては、この法の趣旨についての共通認識を児童、教職員のみならず地域住民、家庭、その他の関係者が持つことが重要である。

2 いじめの特性

いじめには、次のような特性があり、これを十分に理解した対応が求められる。

- (1) 大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われる。加害側のみならず、被害側もいじめ被害を認めないことがある。
- (2) 被害側にとって、いじめの告白自体、屈辱で自尊心を傷つけるもの。他の児童生徒にとって、情報提供、仲裁等で関与することは、次のいじめの対象にされる危険を高める。大人が対応を怠れば黙認されたとして深刻化し、大人が介入に失敗すれば隠然化し、報復によりエスカレートする。
- (3) 多くの児童生徒が入れ替わり被害・加害を経験する。

(4) 繰り返し行われ、再発することも多い。

(5) 「暴力を伴わないいじめ」であっても、人間の尊厳を奪い、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

いじめは、日々、学校現場で発生する人間関係のトラブルに紛れ、当初は、いじめかどうか判断できない段階で対応を迫られたり、対応の中で新たな事実が判明したりすることも多い。このため、「正確な情報を速やかに集め、事実に基づき、機を逸することなく、児童に適切な指導・支援をする」という生徒指導の基本が重要となる。

第2 いじめの防止等のために学校が実施する施策

1 いじめの防止等に向けた基本的考え方

学校として、次の基本的な考え方のもと、いじめの防止等に取り組む。

○ 教職員は、鋭い人権感覚をもち、児童の不安や悩みのサインを見逃さず、いじめの兆候に対して、「いじめは人間として絶対に許さない。」との強い認識を持って、毅然とした態度で迅速かつ適切な対応をする。

○ 道徳を含む各教科、特別活動等、全教育活動を通じて、児童に命の大切さや思いやりの心を育むとともに、児童の主體的ないじめ防止に向けた取組の充実を図る。

○ 児童一人一人について理解を深め、児童との信頼関係づくりに努め、児童が教職員にいつでも相談できる関係づくりを進める。

○ 児童のいじめについての現状、背景及び課題を適切に把握・分析し、いじめの未然防止や早期発見に生かす。

○ いじめを把握した場合は、学校全体が一致協力のもとで早期対応を行う。また、必要に応じ、教育委員会が迅速に支援できるよう、速やかに教育委員会に報告する。

○ 児童の実態やいじめ等問題行動の状況、学校の対応等について、保護者や地域に積極的に情報を提供し、連携を図る。

2 いじめ防止等のための基本方針の策定

本校は、「国の基本方針」や「広島市基本方針」を参考にするとともに、児童の実態や地域の実情を踏まえて、「いじめ防止等のための基本方針」（以下「基本方針」という。）を定める。

なお、策定及び運用に当たっては次の点に留意する。

○ 児童が主体的にいじめの防止等に関わるよう、児童の意見を取り入れる機会を確保すること。

○ 保護者や地域住民などの意見を取り入れるなど、家庭、地域の参画を促進すること。

○ いじめの防止等に係る年間活動計画等を明確にするとともに、アンケートの実施、いじめの通報、情報共有、適切な対応等について具体的なマニュアルを定め、計画性、実行性のあるものとする。

○ 学校の取組を円滑に進めていくため、入学時、各年度の開始時に児童、保護者などに説明するとともに、学校のホームページで公開すること。

○ 基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるなどして、策定した基本方針が学校の実情に即して機能しているかどうか、PDCAサイクルの下で、検証及び見直しを行うこと。

教職員に対し、いじめの有無、その多寡だけではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速・適切な情報共有や組織的な対応等も評価されることを周知徹底する。

3 いじめの防止等のための体制の構築

(1) 「いじめ防止委員会」の設置

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条の規定に基づき、複数の教職員、スクールカウンセラー等により構成される常設の組織（いじめ防止委員会）を置く。この組織は校務運営組織として位置付けるものとする。

○校長 ○教頭 ○生徒指導主事 ○教育相談・支援主任 ○教務主任
○該学年主任、担任 ○養護教諭 ○スクールカウンセラー

※その他必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、関係機関職員等

※臨時・緊急等の委員会開催の場合は、最小限の委員参加で実施。

(2) 教育相談体制等の強化

「生徒指導主事」と「教育相談・支援主任」との次のような役割分担と、的確な実態把握・情報共有・引継ぎ等を連携して行うことより、校内組織体制の充実を図る。

ア 生徒指導主事

被害側の思いを尊重した対応と加害側への効果的な指導を組織的に行うに当たって、中心的な役割を果たす。

「いじめ防止委員会」を中心とする校内組織の実効性を高めることや、管理職等からの指示・伝達や職員間の情報共有を確実に行う。

イ 教育相談・支援主任

支持的風土の醸成された学級づくりによる未然防止の取組を学校全体で進める中心的な役割を果たす。

「ふれあい相談窓口」の開設、児童の希望を踏まえて相談相手の教職員を決定するなど、相談窓口を広げる工夫等を行い、児童が少しでも相談しやすくなる環境を整える。

状況に応じた随時の教育相談を組織的に実施する。相談は、学級担任だけでなく、相談内容に応じて教育相談・支援主任や生徒指導主事等が担当するなど段階的に行い、更に必要に応じてスクールカウンセラーや医療機関等につなぐ。

4 いじめの防止等に向けて本校が実施する取組

(1) いじめの未然防止

ア 生命を尊重する態度や思いやりの心の育成

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力をはぐくみ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信をはぐくむことにより、互いを認め合える人間関係をつくる。

道徳を含む各教科等において、生命の尊さや思いやりの心について学ぶとともに、ペアやグループによる協同学習・ロール（役割）プレイを取り入れた授業づくりを行う。

【具体的な取組】

- 道徳を含む各教科における協同学習の実施
- 児童会縦割り活動（顔合わせ集会・クイズラリー）の実施
- 「みんなで語ろう！心の参観日」の実施

イ 自ら善悪を判断し行動する力の育成

いじめのない「楽しい学校づくり」に向けて、児童生徒が日常の問題を主体的に解決する児童会活動の充実を図る。

総合的な学習の時間や特別活動等の時間に、ロールプレイを取り入れたライフスキル教育（コミュニケーションスキル、相手に配慮した自己主張

のスキルなどを習得)を実施し、児童生徒のコミュニケーション能力の育成や情報モラルの向上を図る。

【具体的な取組】

○ ライフスキル教育の実施

○ 児童会が中心となった「楽しい学校づくり週間（４月～５月）及び「いじめ防止取組強化月間（９月）」の実施

ウ 家庭、地域、学校が連携した「いじめを生まない支持的風土」の醸成
家庭、地域、学校が連携し、多様な体験活動を充実させることや、いじめの防止に向けた市民参加の取組を推進する。

【具体的な取組】

○ P T A ・地域諸団体による交流活動の実施

（『子ども110番の家』ウォークラリー、納涼祭、敬老会、P T C等）

(2) いじめの早期発見

日頃から児童の観察などの実施により児童を深く理解し、児童が示す変化や危険信号を見逃さない。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

被害側が自らSOSを発信することや、周囲の児童がいじめの情報を教職員に報告することは、「多大な勇気」、「教職員への信頼」を要するものであることを理解するとともに、当該児童からの相談に対しては、必ず迅速に対応することを徹底する。

【具体的な取組】

○ いじめに関するアンケートの定期的な実施（年間３回）

○ 年間２回の教育相談（保護者対象）

○ 「ふれあい相談窓口」の設置

(3) 認知したいじめへの適切な対応

ア 教職員は、いじめ（その疑いを含む。）を認知した場合、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに、「いじめ防止委員会」に報告して情報共有を行い、組織的に、事実関係の確認、対応方針の決定、具体的な対応を行う。

イ 教職員は、対応方針に基づき、被害側や情報提供者・仲裁者を徹底して守り通す。

また、加害側に対しては、その人格の成長を旨として、教育的配慮の下、以下の法的対応を含む段階的な手段を事前に準備し、毅然とした態度で指導する。

加害側への指導の効果が上がらない事案については、専門家の知見を活用して加害行為の原因・動機を分析し、対応方針に反映させる。当該指導にもかかわらず、他の児童の教育を受ける権利の保障に支障をきたすような場合は、学校は、その旨を加害側の保護者に十分説明し、教育委員会との連携の下、「別室での指導」や警察への被害届等の「関係機関との連携」、場合によっては教育委員会による「出席停止」（学校教育法第35条、第49条等）も視野に入れ、実効的な対応を行う。

ウ いじめの解消の判断は、謝罪行為のみをもって行うのではなく、少なくとも「加害行為が3か月止んでいること」、「被害側が心身の苦痛を感じていないこと」を確認した上で行う。

なお、加害側の反省・被害側の許しを伴わない形式的な謝罪の場の設定は、問題解決につながらないばかりか、いじめの隠然化・報復・人間関係の複雑化を招き、事態を一層深刻化させるおそれがあることに留意する。

また、いじめの解消後も、再発の可能性を踏まえ、教職員は加害側・被害側について、日常的に注意深く観察する。

【具体的な取組】

○ 問題行動対応マニュアルに沿った指導

(4) 情報引継ぎの強化

教育委員会の引継ぎに係る指針に沿って、「特別な教育的支援を必要とする児童」（生徒指導上の課題がある児童、発達上の課題がある児童、生活環境や生育歴に留意が必要な児童）について、「引継シート」、「個別の指導計画」等を活用し、確実な引継ぎを行う。

この引継資料を日常の指導に活用し、指導結果を踏まえて、必要な更新を行う。

(5) 教職員の資質能力の向上

いじめの防止等に向けた生徒指導体制の充実のためには、全ての教職員が問題意識や生徒指導の方針を共有することが不可欠であることから、具体的ないじめ事案を活用し、対応を模擬検討することで、現行の方針や指導方法の不備を点検できるような校内研修の充実を図る。

いじめの防止等に係る研修は、個々の教職員が次のような姿勢を身に付けることを目標として行う。

ア 児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において、全ての児童が自他を尊重し、積極的に参加して活躍することが望ましい集団をつくる。

イ いじめを受けている児童・情報提供者・仲裁者を徹底して守り通すことを言葉・行動・結果で示す。また、それに必要な、知識・技術を習得する。

ウ いじめを受けている児童を学校全体で守るため、当該児童が発するどんな小さなサインも見逃さない。

エ いじめの特性を十分に理解し、いじめ事案を一人で抱え込むことなく、学校全体で情報を共有し、複数の教員の目（見守り）、見立て（事実の評価・方針検討）による組織的対応を行う。

(6) 関係機関との連携

加害側への指導の効果が上がらない事案などには、警察、児童相談所、医療機関等の関係機関との適切な連携が必要であり、平素から、担当者の窓口交換や連絡会議の開催などにより、情報共有・行動連携を可能とするネットワークを構築する。

いじめのうち、暴行、傷害、強要、恐喝、窃盗、器物損壊等の犯罪行為として取り扱われるべきものは、教育的な配慮や被害者の意向を踏まえた上で、早期に警察に相談する。特に、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるものは、直ちに警察に通報し、連携する。

加害側又は被害側が、虐待を受けている・非行がある・家庭環境上の理由で生活指導を要するといった「要保護児童」、保護者への養育支援を要する「要支援児童」（児童福祉法第6条の3）に当たる場合、児童相談所と連携する。

加害側又は被害側に、自閉症スペクトラム障害、注意欠如・多動性障害（ADHD）等の「発達上の課題」や、うつ病、心的外傷後ストレス障害（PTSD）、統合失調症等の「精神疾患」、それらの兆候が認められる場合、いじめの原因の解明、児童生徒への支援等のため、保護者の意向を踏まえた上で、広島市こども療育センター等の医療機関と連携する。

第3 重大事態への対処

1 重大事態の定義

重大事態とは、法第28条第1項において、次の①又は②の場合と定められている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

①、②の「いじめにより」とは、児童の被害等の要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。例えば、児童が

- 自殺を企図した場合
 - うつ病、心的外傷後ストレス障害（PTSD）、統合失調症等の精神疾患を発症した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
- などのケースが想定される。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、児童の状況等、個々のケースを十分に把握する必要がある。

また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、学校は、重大事態が発生したものと捉え、教育委員会への報告・事実関係の調査等に当たる。必要な調査に基づき事実確認をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

2 重大事態への取組

- (1) 重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する（法第30条第1項）。

(2) 学校は、「いじめ防止委員会」を母体とした調査組織を設置し、教育委員会の指導の下、アンケート調査及び個別面談などの適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。

(3) 教育委員会は、学校の調査組織の編成に当たり、必要に応じて、専門的知識を有する者を学校に派遣する。

(4) 教育委員会は、更に調査が必要であると判断した場合は、「広島市いじめ防止対策推進審議会」に調査を要請する。

(5) 「広島市いじめ防止対策推進審議会」は、学校が設置した調査組織による調査の結果について調査を行い、市長及び教育委員会に、その調査の結果を報告する。

(6) 学校及び教育委員会は、調査の結果を踏まえ、同様の事態の再発防止のための取組を行う。

※ 以上の重大事態の調査は、その目的である「いじめの事実の全容の解明、いじめ事案への対処、同種事案の再発防止」を達成するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月 文部科学省)を踏まえ適切に実施する。

第4 「広島市立東浄小学校いじめ防止等のための基本方針」の公表及び改定

「基本方針」は、広島市立東浄小学校ホームページで公表するとともに、より実効性の高い取組とするため、「いじめ防止委員会」で本校のいじめ防止等に向けた取組の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

附則

この基本方針は、平成26年7月1日から施行する。

附則

この基本方針は、令和2年1月1日から施行する。

